

「福祉用具個別援助計画書」検討委員会を設置し 初の標準様式を発表

介護保険の各サービスの指定基準には、個別援助計画の作成が義務づけられている。ところが、福祉用具の利用には個別援助計画の義務づけがない。そのため選定や適切な利用に向けての訪問など、その取り組みは事業者ごとに温度差がある。しかし、福祉用具貸与も特定福祉用具の導入も、ケアプランに基づき計画的に提供される専門職のサービスであり、質の高いサービスを提供するには、個別援助計画の作成が必要といえる。最近では一部の自治体において個別援助計画を求める動きもでてきている。そこで、同会では、会員や福祉用具専門相談員の計画書作成をサポートするために、「福祉用具個別援助計画書」検討委員会を設置した。委員長には、東昌弘子氏(同会理事、福祉ジャーナリスト)が就任。

平成21年度には、この「福祉用具個別援助計画書」の普及・啓発を事業の柱とし、各地で作成研修を行うとともに、研修リーダーの養成なども行うこととしている。

■問合せ先

全国福祉用具専門相談員協会
事務局担当: 山本、小野崎
〒108-0073 東京都港区高輪3-19-20 高輪OSビル9F
TEL: 03-3443-0011
URL: <http://www.zfssk.com>